

大垣市学校給食に関する事務取扱要項

平成27年4月22日 全部改正
〈最終改正〉 令和 3年12月1日 施行

(目的)

第1条 この要項は、小学校、中学校及び幼稚園（以下「学校等」という。）の児童、生徒、園児及び教職員（以下「児童等」という。）並びに南部学校給食センター及び北部学校給食センター（以下「給食センター」という。）の職員に対し、給食センターが提供する学校給食に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(学校給食費会計)

第2条 給食センターは、学校給食の提供に要する経費のうち賄材料費の支出を管理するため、学校給食費会計を開設する。

2 給食センターは、学校給食を受ける児童等及び給食センター職員に対し、第6条に規定する額を給食費として負担させ、学校給食費会計の収入とする。

(学校給食費会計の管理)

第3条 学校給食費会計の代表者は、大垣市教育長とする。

2 給食センター所長は、学校給食費会計を管理監督し、給食費の収入及び賄材料費の支出にあたっては、善良な管理と注意を払い、適正に執行しなければならない。

(年間給食基準日数)

第4条 1の年度（4月1日から翌年の3月31日までの間をいう。）の給食日数は、毎年度、教育委員会が定める日数を基準として実施するものとする。

(給食数の報告)

第5条 学校長及び幼稚園長（以下「学校長等」という。）は、4月、9月及び1月の給食開始日における給食の基本数を、給食センターへ報告するものとする。

2 学校長等は、翌月において実施する給食の予定数を、毎月10日までに給食センターへ報告するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、転入、転出等により児童等の数に変更が生じた場合においては、その都度、給食センターへ報告するものとする。

4 前3項の規定に基づく報告は、別に定める様式によるものとする。

(給食費の額)

第6条 給食費は、学校給食センター運営委員会の意見に基づき教育委員会が定める額とする。

2 第1条に規定する者以外の者（P T A、教育実習生等）の給食費は、前項の規定を準用するものとする。

（給食費の徴収）

第7条 給食費は、毎月徴収するものとする。ただし、8月分は徴収しないものとする。

（給食費の納付）

第8条 学校等の当月の給食費は、学校等ごとに、翌月の20日までに、大垣市会計規則（昭和39年規則第10号）に規定する指定金融機関又は収納代理金融機関に納付するものとする。

2 給食センターの給食費の納付は、前項の規定を準用するものとする。

（給食費の調整）

第9条 児童等の給食費を徴収する場合において、次の各号に該当するときは、給食費の額を調整し、又は減額するものとする。

(1) 修学旅行、社会見学等学校行事により、給食が実施されなかったとき

(2) 学校閉鎖、学年閉鎖又は学級閉鎖が生じたとき

(3) 月の途中に児童等が転入又は転出したとき

(4) 児童等が死亡したとき

(5) 病気その他の事由により、連続して5日以上（土・日・祝日等を除く。）欠食したとき

(6) 食物アレルギーを原因として欠食したとき

(7) 牛乳アレルギー（これに類する事由を含む。）を原因として牛乳を飲用しないとき

(8) 前7号に掲げる事由のほか、特別の事由により、欠食又は牛乳のみ飲用したとき

2 給食センター職員の給食費を徴収する場合における給食費の額の調整、又は減額については、前項第3号から第5号及び第8号の規定を準用するものとする。

（給食費の還付）

第10条 納付された給食費に過誤徴収があるときは、返納又は翌月以降の給食費の調整により、保護者へ還付するものとする。ただし、未納がある場合においては、当該過誤徴収額を未納額に充当するもの。

（その他）

第11条 この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は、給食センター所長が別に定めるものとする。

附 則

この要項は、平成27年9月1日から施行する。

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

この要項は、令和3年12月1日から施行する。